

固定資産税及び都市計画税の減免措置の 継続を求める意見書

都心千代田区における地価は、バブル期に比べ下落してはいるものの、全国一高い水準にあり、固定資産税及び都市計画税の過重な税負担となって、区民の定住や事業継続の大きな障害となっています。また、1都3県の基準地価をみると、13年連続で下落しているものの、千代田区においては全地点で上昇あるいは横ばいとなるなど、本区の地価の高止まり傾向が顕著に表れています。

一方、長引く景気低迷によって、家計も企業も将来への不安を払拭できず、強い閉塞感に包まれています。とりわけ、経営基盤の脆弱な区内中小企業者は、極めて深刻な事態に直面しており、生活の維持や事業継続のために経費削減をはじめとしたあらゆる経営努力を行っています。しかし、経営努力にも自ずと限界があり、心ならずも廃業にいたることも少なくありません。その結果、商店街の空洞化などにより地域活力低下の要因ともなっています。

こうした中、東京都においては昭和63年度以来、独自に小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を、昨年度からは小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免を措置されております。

千代田区議会は、長年にわたり、区民、町会、区内事業者の皆さんと一体となって固定資産税の大幅減税に取り組んでまいりましたが、これら生活者の視点に立った施策の都民並びに中小零細企業者に与える経済的、心理的影響には計り知れないものがあると考えます。

よって、千代田区議会は、来年度以降も「小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置」並びに「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置」を継続されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成15年10月15日

千代田区議会議長

東京都知事 宛